

湖西市農業委員会議事録 (11 月)

招 集 年 月 日	令和 5 年 11 月 15 日（水）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	11 月 15 日（水） 午後 2 時 00 分					議長	山本 敬博		
	閉 会	11 月 15 日（水） 午後 2 時 53 分					議長	山本 敬博		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 11 名 （欠席 3 名） 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	▲	10	山本 晴夫	▲				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	▲				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会議録署名委員	1 番		菅沼 純一			13 番		太田 達男		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長 副主任		工藤 崇裕 朝倉 麻貴			次 長		吉田 善行		
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 30 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 31 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 32 号 農地法第 5 条届出受理について 5 その他 6 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 5 年 11 月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 2 番の内山吉朗委員、10 番山本晴夫委員、11 番石田学委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 11 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長代理からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会長代理

みなさんこんにちは。ご苦労さまです。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 11 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。ここからの進行につきましては、議長を山本会長代理をお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 1 番の菅沼純一委員と 13 番の太田達男委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

説明の前に議案書の訂正がございます。議案書の 2 ページ、申請番号 35 番につきまして、申請者より作付作物の訂正がございました。水稻を追加し

ていただくようお願いします。また、議案書の 2 ページ、申請番号 38 番につきまして、申請者より経営面積の訂正がございました。田 813 m²、畑 3142 m²、計 3955 m²に訂正をお願いします。

農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 5 件です。

申請番号 35 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 35 番、図面の No. 1 です。申請地は、[REDACTED] からそれぞれ [REDACTED]、[REDACTED] に位置する現在利用権設定中の農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [REDACTED] にお住まいの方で 3211 m²の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についても柿、栗、椎茸、水稻栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日伊藤推進委員と現地を見てまいりました。ここの畑は以前に利用権設定が出ておりまして、今まで雑木林的に荒れていたところを伐採し、綺麗なかたちに戻した後に、柿、栗等が植えられております。そこで今回新たに売買の話が出まして申請されているところであります。畑の方は、私も近くに畑があるもんですから、たまに見るのですが、手を入れられてきれいなかたちで現在使われている状態です。もう一つの田んぼの方ですが、これは月見が丘で今年は作付けされていなかったような田んぼですが、手を入れて作付けできるようなかたちにもっていくという話を聞いておりますので、そこについてもなかなか手がないような状態の田んぼですので、改善してやっていただければいいことだと思います。両方とも特に問題はございません。以上です。

事務局

続きまして申請番号 36 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 36 番及び図面の No. 2 です。申請地は、[REDACTED] から [REDACTED] に位置する現在利用権設定中の農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は申請番号 35 番と同じです。権利取得

後についても果樹、さつまいもを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

11月7日に藤下推進委員と現地確認しました。ここも先ほどの35番の説明でもう既に利用権設定で耕作されているのと全く同じでして、苗木とかきれいに並べられてありましたし、畑の部分につきましても作付けはないもののきれいに耕されているという状況で問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号37番、38番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号37番、38番、図面のNo.3です。申請地は、[]から[]に位置する農地で、今回交換について合意したため、申請に及んだものです。申請番号37番の譲受人は[]にお住まいの方で1927㎡の農地を世帯2人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。申請番号38番の譲受人も[]にお住まいの方で3955㎡の農地を世帯2人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については双方キャベツを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。太田委員、補足説明をお願いします。

太田委員

11月10日に森推進委員と現地確認に行ってきました。ここはトラクターで耕しており、下を引っ搔くと小石が見受けられましたが耕作にはあまり影響ないと見てきました。また、排水は良好、日当たりもまあ良い状況であり、周りにも影響はないように思いました。以上です。

事務局

続きまして申請番号39番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号39番及び図面のNo.4です。申請地は、[]から[]に位置する農地で今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]にお住まいの方で3506㎡の農地を世帯2人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後について水稻栽

培する旨の耕作管理計画書が提出されており農地法第3条第2項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。正田委員、補足説明をお願いします。

正田委員

11月13日に荻野推進委員と現地を確認してきました。譲受人は[]で食肉販売社を営んでいますが、もともとこちらの出身で田んぼと玉ねぎを耕作されています。今回、もうちょっと広げたいということで、譲受人もぜひにということで申請されています。この申請地の一枚北側が10年前くらいに取得されていて、耕作されていて、今回の申請地ももう耕作されています。田んぼを田んぼとして使うだけなので問題ないと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第39号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は4件です。

申請番号43番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号43番、図面はNo.5です。申請者は土木工事業を営む者で、この度資材置場として既に転用している違法状態を是正するための申請に及んだものです。申請地は[]から[]に位置する農地で10ha以上の一団の区域内にある農地であることから第一種農地と判断いたしました。審査したところ、第1種農地の不許可の例外規定である、第1種農地の割合が3分の1を超えない他地目一体の事業であること、事業計画は他地目を含む合計面積4867㎡に資材置場261㎡を設置しており、転用規模は適当と思われます。雨

水は、既存道路側溝へ排出する予定であるため、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、資金計画もあり、違法状態を将来に向かって消滅させる申請であることから、許可相当と考えます。外山委員補足説明をお願いします。

外山委員

11月6日に松井推進委員と現地確認してきました。ここは何年も前から資材置場として使用されていたんですけども、今回の申請の時にこの資材置場の真ん中のところだけが申請に出ているということで疑問に思いまして、事務局に確認したところ、申請地の東側と西側にそれぞれ別々の日に申請がしてあったということで、この土地だけ漏れていたということで、賃貸借の申請を今回行うということで、問題ないと思います。

事務局

申請番号44番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号44番、図面はNo.6です。申請者は太陽光発電事業を営む者で、この度太陽光発電施設を建設するための申請に及んだものです。申請地は[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、県道と宅地等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。事業計画は、1741㎡の土地に太陽光パネル1枚あたり2.59㎡を399枚設置して発電し、発電能力は149kwで配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水対策は土堤防及び浸透枡を新設し、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

これも先日伊藤推進委員と現地を見てまいりました。今見てもらって宅地のところ以外は田んぼですが、水利が悪いということで、ずっと以前から田んぼとして使われておらず、草が生えているような状態な田んぼです。今回太陽光で出てきたんですが、この話がいろいろ順番が違ったりして、自治会

を含めての説明会を先日行って、ようやく今の状態にたどり着いた経緯を聞いております。太陽光を予定している場所ですが、宅地と田んぼに囲まれておりまして、ここへの進入が難しいのではないかとということで事務局へ確認したところ、隣接している地主さんから一時的に搬入路を確保するという話となっているということで、今のままよりは太陽光にして多少きれいになっていく方がいいのかなという感じがして見てまいりました。管理等も周りが田んぼで囲まれているような状態なので難しいのかなとは思いますが、年に何回かのメンテナンスは入れるようにしてあるということですので、問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 45 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 45 番、図面は No.6 です。申請者は申請番号 44 番と同じ者で、同じく太陽光発電施設を建設するための申請に及んだものです。申請地は [] から [] のところに位置し、県道と宅地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。事業計画は、1874 m²の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2.59 m²を 356 枚設置して発電し、発電能力は 149 kw で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水対策は土堤防設置及び地下浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

ここも先ほど説明した 44 番のと同じで、田んぼとしては水利の問題等で以前は溝から汲んでとかそういう状態でやっていたんですが、下水が入ってから出てくるのも少なくなって、田んぼとしては今作っていない状態の場所です。ここも 44 番と同様で、囲まれた中に太陽光をやるような格好になっているのですが、ここもやはり進入路の説明を問い合わせたところ、隣接している地主さんから一時的に搬入路を確保するという話となっているとい

うことで、これに関しても問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 46 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 46 番、図面は No. 7 です。申請者は電気工事業を営む者で、この度太陽光発電施設を建設するための申請に及んだものです。申請地は [] から [] のところに位置し、県道と宅地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。事業計画は、2032 m²の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2.17 m²を 560 枚設置して発電し、発電能力は 150 k w で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透ですが、一時的に雨水を貯めてから自然浸透させる有孔管も設置し、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

11 月 11 日に小原推進委員と現地確認に行ってきました。この場所は、元々この一帯が田んぼになっていて、その周りを皆が埋め立てして畑としていたのですが、ここのところだけはずっとやってなくて、田んぼも雨水とかで常に湿った土地になっていて何もできないような土地で、地主の方は定期的に草刈りを行っている状況です。今回太陽光発電を設置する計画ということで、窪地なもんですからいつも水がたまっているような状況で、排水は元々 [] 川に排水が行っていたのですが、周りを全部埋め立ててしまったものですから、排水路がすべて封鎖されたという状況で、更に条件的に悪くなって、大雨の降るときにパネルを傷めたり、溢れることを心配していたのですが、有孔管といって井戸みたいなものを地面に埋め込んで、常にそこへ向けてまとまった水は流し込んで一時的にそこへ溜めて、浸透させるというかたちをとるという話でしたので、有孔管がどのくらいの効力かということが私ではわからなかったのですが、往々にしてそれが使われているという話を聞いて、

この面積や今までの雨水の状況くらいなら何とかなのではないかという感じは受けています。もう一点、■■■■さんという方の家があるわけなんですけど、ちょうど太陽光発電施設を設けるところの南東にあるもんですから、反射光による影響が心配されるということで、そこらを考慮していただければということなんですけども、他のところもまわってみたのですが、まともに影響を受けるような状態は見受けられなかったですけど、本人の希望もあって、そこらは考慮してくださいという提案もしておきました。その他としましては、南側は太陽光の施設、西側は畑になっています、東側が今の家ともう一軒家があるのですが、北側は道路というような立地条件で農作物に影響を与えるような場所にはなっていないもんですから、適当かなという感じは受けました。そういうことで、日照、通風、耕作に支障はないと判断しました。以上です。

事務局 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

山本委員 ■■■■の案件もそうですけど、太陽光の申請を出すにあたって、途中で事務局で取り下げる話が自分のところでもあったんですが、それって湖西市の進め方はこういう決まりごとがあるわけですか。実は自治会に行ったんですけど、各自治会で全然やり方が違って、僕らのところは区会で説明をして区の人たちに質問を受けて、質問を受けたらその場で答えるのも必要なんですけど、全部持ち帰って文章に起こしてあげてくださいってやり方をしてるんですよね、そうすると湖西市の規定ですかなにかには 2 週間以内に返事をなさいとなっているんですよ、でも区会があるのが月に 1 回なんですよ、そうするとずれこんでいくんですよ、1 個でもあるとそれを書面に起こしていかないといけないというからこの計画が出来ないという話も聞いているんですよ。皆さんのところは優しかったかもしれないですが、僕らのところは線状降水帯が出たらどうするんだという質問が出たんですよ、皆さん

は降るからしょうがないですよねという言い方をするとと思いますが、20 c m くらいの壁を設けて一旦ここに水が溜まるようにするという話でやっていますが、だいぶ前にやったところだと垂れ流し状態なんですよ、地元の人で作ると何も言わないんだけど、メーカーが入ると厳しくなるというそのあたりの具合があって、メーカーさんかなり厳しいという言い方をしているところがあるんですけど、この案件だと浜名湖の方が高いので。

菅沼委員

今の話でいうと、以前ここは、何年も前に水が冠水状態になったところなので、お宅もちろんあるので、その方は高くして家を建ててあるんですけど、従来の田んぼはそのままなので、浜名湖の水位が高かったり、降る量が多かったりすると、そこへ全部集まってくるので、自分もここに田んぼがあるので水浸しになった経験がありますけど、今言われたように、普通に土地を持っている方が使っている分には問題なくても、業者が入ると厳しい声が出てくるというのも、分かるところもあるし、厳しいなと思うところもありますけど、その辺も決まりごとがどうなっているのか僕らでは判断しかねる部分はあるんですけども。ここも今一部になっていますが、周りも太陽光にしたいという業者の話があって、個別に話がいていた時には口説かれてうんと言った方もいるようですが、ここにお宅がある方から僕は相談されて、周りを全部太陽光に囲まれてしまったらどうしようという相談をもらった時に、業者さんの説明不足があって、自治会を含めての話をしないといけないような流れになっているということで0に戻ってやり直したみたいなんですけど、その辺の決まりごとが、僕らも勉強不足な面はありますが、どこまでどんな話の流れでいけばクリアになるのか、今言った水の流れもそうですけど、僕らじゃ判断が難しいところがあるので、その辺難しいなという気はします。

池田委員

何ヘクタール以上だと大きく住民会議を開かないといけないとかそういう決まりはあるんですか。

事務局

何㎡以上という決まりはないと思いますが、環境課が窓口となっている再

生可能エネルギーの条例で、基本的に太陽光を設置する際には住民説明会が必須になっています。開催方法は自治会にお任せしていて、自治会によってやり方は異なるというように聞いています。そこで意見が出てきた場合には、住民の方と協議をしてくださいというようになっていて、協議が終わってから環境課に届出が提出されるという流れになっています。

池田委員 住民が反対しているのに条例が問題がなければ通ってしまうということですか。

事 務 局 住民の賛成反対により届出の受理の可否が決まるものではないと聞いております。

菅沼委員 以前も■■■■の住宅地の真ん中で太陽光というのがあって、周りの方から反対があって、その時の話では、業者との折衷案を見つけて、排水をしっかりとしますとか、壁をやりますとか、いろんな条件をお互いで話し合った中で、そこは一応太陽光をやったので、僕は詳しい条件はわかりませんが、周りの方もある程度納得した上での施工になったと思います。他は反対があってやめたところももちろんあるので、住民の方が強ければというのはどうかわかりませんが、そういうようなところでためになるような条件もあるのかなというようには思っています。

山本委員 農業委員会としては全然関係ないことだと思いますが、全体としてこれから太陽光が出来てくるのは農地だと思うので、どういう対処の仕方、説明の仕方をこちらとして聞いていけばいいかという腹積もりというか、漠然としたもので判断しろと言われても、自分たちは農地として大丈夫かと言えないので、そのあたりがもどかしいところだと思うんですけども。

疋田委員 条例ということは、地域ごとに違うと思いますが、湖西市はどちらかというと緩めとかそういうのはありますか。

事務局

湖西市はカーボンゼロシティにするとっていて、太陽光も入れなければいけないと思っている側面もあるので、入れられるものは入れましょうという事にしかないと思います。その中で、条例の様式でも地元への説明の報告みたいなものが定められていて報告する必要があるのですが、誰が来てどういう意見が出たのかというのは報告することにはなっていますが、それをもってこの内容だからダメだよねということではなくて、説明会をしないよという条例にしかなくて説明しましたということをちゃんと報告することにしかないのです、それを基に良い悪いということではないということですね。

鈴木委員

それは、説明したという事実さえあれば、それで出てくれば受理せざるを得ないということですか。

事務局

そうですね。なかなか感情的なところをルールに持ち込むのは難しいと思います。

鈴木委員

反対するなら反対するだけのいろいろな日照権じゃないけど照り返しがひどいとか、雨水のことで住宅へ流れ込むだとか、そういう根拠がないとなかなか反対しても通らないこともあるということですよ。ただ漠然と近所にあるから嫌だというだけじゃ難しいということですね。

事務局

そうですね。

河邊委員

ここで太陽光の案件よくあがるじゃないですか。自治会の話があったのは僕は全然理解していなかったですけど、さっき言った、環境課が最終的に判断して受理したものがここに来るわけじゃないですか。そうすると僕たちとしては農地だけの判断というもどきの辺のところだと思ってしまうんですけども。

事務局

農地のことだけで言うなら、皆さんが現地調査して答えていただいている

ような内容、他の農地に影響はありませんよとかそういうことで審査をしていただくことになります。

菅沼委員 農地として維持管理が難しくなっている状況が見えているので、それならばというのはまた別の話だと思いますが、それならある程度手を入れてもらってきれいになればっていうのもあるし、環境のためにはどうなのという話もあるし、隣接の住民からすると、え、という話だと思うし、三者三様で進めていってほしい面とそうでない面でだいぶ見方が変わるかなという気はします。

山本委員 条例なので議会は通っていますか。

事 務 局 条例の制定は議会を通っています。

議 長 他に質問はございませんか。

（質問がないか確認）

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 40 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 41 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案書 8 ページをご覧ください。公告予定が 11 月 20 日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 1 筆 480 m²の新規であります。

次に、議案書の 9 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 10 筆あります。県の農業振興公社が 17020 m²の農地を 4 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、にお住まいのさんに分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議 長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 41 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案書 11 ページをご覧ください。報告事項第 30 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 3 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 13 ページをご覧ください。報告事項第 31 号について、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 15 ページをご覧ください。報告事項第 32 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 4 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局 次回の定例会は、12 月 15 日（金）午後 2 時からで、会場は防災センター2
階となります。

（その他連絡事項）

議 長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまし
て湖西市農業委員会 11 月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 53 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 山本 敬博

委 員 菅沼 純一

委 員 太田 達男

